第３７回　ふじみ衛生組合地元協議会　議事録（要旨）

１　開催日時　平成26年７月25日（木）18時30分から21時15分

２　開催場所　クリーンプラザふじみ３階研修ホール

３　委員出欠　出席　23人（欠席者3人）

出席委員　嶋田一夫（会長）、小林義明（副会長）、石坂卓也、小林又市、小松日出雄
佐々木善信、杉本正隆、鈴木和夫、武谷宏二、田中一枝、
浪岡孝、藤川澄子、牧野隆男、増田雅則、安方二朗、山添登、
山田知英美、吉野勇、
井上稔（副会長）、齊藤忠慶、澤田忍、荻原正樹、清水富美夫、
柏原公毅

４　出席者

事務局　　土方　明、大堀和彦、林孝至

エコサービスふじみ株式会社　望月博

パシフィックコンサルタンツ株式会社　吉留雅俊

５　傍聴者　　なし

【議事次第】

１　開会

２　報告事項

（１）第３６回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について

（２）施設の運転結果について

①　ごみ搬入・灰等搬出（平成25年４月～平成26年３月）について

②　平成25年度の環境測定結果（平成25年４月～平成26年３月）について

③　ごみ搬入・灰等搬出（平成26年４月～平成26年５月）について

④　平成26年度の環境測定結果（平成26年４月～平成26年６月）　について

（３）ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会について

（４）水銀対策について（平成26年６月20日金曜日　１号炉停止）

３　その他

（１）ふじみまつりについて

（２）地元協議会Ｅ委員の質問及びその回答について

（３）次回日程

４　閉会

【配布資料】

【資料１】第３６回ふじみ衛生組合地元協議会議事録（要旨）

【資料２－１】平成25年度　ごみ搬入・灰等搬出結果

（平成25年４月～平成26年３月）

【資料２－２】平成25年度の環境測定結果

（平成25年４月～平成26年３月）

【資料２－３】平成26年度　ごみ搬入・灰等搬出結果

（平成26年４月～平成26年５月）

【資料２－４】平成26年度の環境測定結果

（平成26年４月～平成26年６月）

【資料３】ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会報告

【資料４】水銀対策について

（平成26年６月20日金曜日　１号炉停止）

【資料５】ふじみまつりについて

【資料６】地元協議会Ｅ委員の質問及びその回答について

【資料７】ふじみ衛生組合三調だより第４号

【資料８】ふじみ衛生組合地元協議会委員名簿

【資料９】パンフレット：「小型家電リサイクル法が始まりました」

【資料10】第３６回地元協議会傍聴者意見

会議録

１８：３０　開会

１　開会

事務局：１　【本日の配付資料の確認】

２　地元協議会委員の交代について

調布市の栄自治会洞委員が、栄自治会長の戸田委員に交代した旨【資料８】ふじみ衛生組合地元協議委員会名簿により、報告。

２報告事項

（１）　第36回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について

会　長：　暑い中、ご苦労さまです。それでは、本日の会議は現在23名の委員の出席をいただいていますので、会議は成立しています。

報告事項４項目、その他３項目、今日、皆さんのご意見をちょうだいしたいと思います。

それでは、報告事項の第１、前回議事録について、既にお配りしてありますが、訂正、その他についてご意見ありますか。

訂正等なしと取り扱って、よろしいですか。

それでは、前回議事録、配付をしてあります議事録の内容でご確認をいただきましたので、公開の手続をしたいと思います。

（２）　施設の運転結果について

①　ごみ搬入・灰等搬出（平成25年４月～平成26年３月）について

②　平成25年度の環境測定結果（平成25年４月～平成26年３月）について

③　ごみ搬入・灰等搬出（平成26年４月～平成26年５月）について

④　平成26年度の環境測定結果（平成26年４月～平成26年６月）　について

会　長：　項目(2)施設の運転結果について、お願いします。

Ｄ委員：　それでは、施設の運転結果について、報告させていただきます。

資料２－１でございます。これは昨年度、平成25年４月から平成26年３月までの１年間のごみ処理実績でございます。

まず、可燃ごみの搬入実績でございますけれども、三鷹市、調布市、そしてリサイクルセンターからの残渣、そして相互支援による武蔵野市という４つの項目がございまして、それぞれ月ごとに数値が載っております。

武蔵野市につきましては、４月の後半から５月の上旬にかけて、それから10月ということで、２回に分かれて約595トンが搬入されておりますけれども、それ以外のものは三鷹市、調布市、それからリサイクルセンターの残渣でございます。

三鷹市の分が約２万8,800トン、調布市の分が約３万2,800トン、そしてリサイクルセンターからの残渣が約7,000トンとなっております。

武蔵野市のごみ595トンを除き、武蔵野市の焼却場に持ち込んだ三鷹市のごみ610トンを加えますと、年間で約６万8,700トンの搬入があったという数字になります。

そして、その下が搬出実績及び電気量でございます。

まず、搬出実績でございますけれども、焼却灰、飛灰、鉄分の３つに分かれておりまして、焼却灰が年間で約6,115トン、バグフィルターで捉えた飛灰が約1,552トン、それから鉄分、残念ながら、鉄分が燃やせるごみの中に入ってきているということで、これが年間で約202トンです。

次に焼却量でございますけれども、４月から３月までの合計で、約６万6,577トン焼却をいたしました。

それに伴いまして約３万1,600メガワットアワー発電いたしまして、約３分の１を施設で消費し、残りの約３分の２を売電し、売電量は約２万2,342メガワットアワーとなっております。

焼却量と発電量を見ていただきますと、非常に似たようになっており、ごみ量に応じた発電ができているということが、このグラフで読み取れると思います。

続きまして、リサイクルセンターのごみ処理実績でございます。リサイクルセンターにつきましては、24年度と25年度の比較という形で書かせていただいております。

まず、三鷹市の搬入実績でございますが、25年度が、粗大ごみが約966トン、不燃ごみが約2,000トン、プラスチックが約3,945トン、ペットボトルが約621トン、それから瓶・缶が約2,054トン、合計で約9,587トンになります。24年度と比べますと、260トンほど減っているというような状況でございます。

続きまして、調布市でございます。粗大ごみが約195トン、不燃ごみが約3,761トン、プラスチックが約4,292トン、ペットボトルが約793トン、瓶・缶が約14トン、合計が約9,056トンとなり、こちらも24年度の実績と比べますと、340トンほど減っております。

25年度の搬入実績が減っている一番大きい要因は、不燃ごみです。24年度まで革製品、ゴム製品は不燃ごみで集めていましたけれども、25年度からは可燃ごみとする分別区分の変更がございましたので、不燃ごみが大きく減っている状況でございます。

その下が、両市合計の搬入実績でございまして、25年度の実績が合計で約１万8,642トン、24年度の実績が約１万9,245トンになりました。

続きまして、搬出量でございます。25年度の資源物の搬出でございますけれども、アルミ缶が約233トン、不燃ごみから出たアルミが約152トン、スチール缶が約185トン、不燃ごみから出た鉄が約516トン、粗大ごみから出た鉄が約1,207トンでございます。それからペットボトルですけれども、ペットボトルの梱包ありというのは、ペットボトルを圧縮いたしまして、紐がけしたものでございまして、これが約521トン。そして、ペットボトルの梱包なし、これはペットボトルをそのまま搬出したもので、これが約117トンとなっています。

それから、銅、真鍮、携帯電話、こういったものは不燃ごみに入っているものでございますが、銅が約２トン、真鍮が約５トン、携帯電話が約１トンとなっております。

それから、ガラス類でございます。ガラスといいましても実際には瓶になりま

すけれども、無色透明の瓶が約539トン、そして茶色の瓶が約340トン、その他の色の瓶が約523トンとなっております。

続きまして、プラスチックでございます。容リ・プラスチックというのは、容器包装リサイクル法に基づきまして指定法人に引き渡したもので、これが約5,687トン、そして容リ・ペットボトル、これも指定法人に引き渡したペットボトルでございますけれども、これが約619トンです。

それから小型家電については、25年度はまだ実施しておりませんので、ゼロとなっております。今後は小型家電のリサイクルを進めるということで、26年度以降は、この小型家電のところの数字が載ってくるのかなというふうに思っております。

24年度につきましては、その下の段に書いてございますので、比較をお願いいたします。

それから、資源物等搬出の下の段でございますけれども、これは残念ながら売れなかった、逆にお金を払って処理をお願いするというようなものでございます。

まず、プラスチックでございますけれども、民間の施設でプラスチックの熱回収をしたもので、サーマル化（燃料化）と残渣でございます。これにつきましては、25年度は、ゼロとなっています。24年度は、茨城県の民間施設にプラスチックを出して、民間施設で熱回収をしていたということで、サーマル化が約3,031トン、残渣が約1,487トンという実績となっております。

続きまして、廃乾電池、廃蛍光管です。25年度は、乾電池が約105トン、そして蛍光管が約40トンとなっておりまして、これは北海道の民間施設でリサイクルをしていただいております。24年度とほぼ同じような数値となっています。

それから、処理困難物ですけれども、これはふじみ衛生組合では処理ができない、例えばボウリングのボールですとか、漬け物石ですとか、そういった硬くて、とてもふじみの施設ではリサイクルも処理もできないというようなものは、産業廃棄物業者に引き渡しをしております。それが約５トンでございます。

それから、焼却、サーマルリサイクルでございますけど、25年度については、三鷹市環境センターは閉鎖しておりますので、ゼロ。全量クリーンプラザふじみでサーマルリサイクルを行ったというところでございます。

24年度は、まだ三鷹市環境センターが稼働しておりましたので、三鷹市環境センターで11月まで1,120トン、そして12月以降、３月までがクリーンプラザふじみにおいて、約2,494トン焼却処理（サーマルリサイクル）を行いました。

搬出量についても、25年度が約１万7,821トン、そして24年度が約１万9,198トンで、25年度のほうが搬出量も減っております。

続きまして、２－２でございますが、これは25年度のクリーンプラザふじみの排ガスの濃度でございます。

最初に書かれているのが、硫黄酸化物の濃度で、上の段が１号炉、下の段が２号炉でございます。硫黄酸化物につきましては、基準値は10ppmで、基準値のところの線が赤くなっております。

見方でございますけれども、例えば１号炉の４月であれば、ブルーの線が０か

ら６まで引いてございます。４月については、１号炉の硫黄酸化物については、０から６ppmの間を、行ったり来たりしていたことになります。平均は、２のところに平均値、緑の丸がついていると思います。平均が２ppmであったということでございます。

５月は、１号炉については、焼却していませんので、データはございません。

同様に６月から11月まで及び１月から３月までの各月のデータを記載しております。１年間を通して言いますと、１号炉の硫黄酸化物については、０から最大７ppmまでの間を行ったり来たりしていたということです。平均値は、０から２ppmですので、非常に低い値が出ているということが読み取れると思います。

同様に、下の段は２号炉でございます。こちらも年間を通じまして、０から７ppmの間を行ったり来たりしておりまして、平均についても０か１ppmと非常に低い値となっています。

次のページの左側が窒素酸化物でございます。こちらは基準値が50ppmとなっております。年間を通して見ていきますと、１号炉は下は０から、上が30ppm程度であり、基準の50ppmを下回っております。平均につきましても、低いとき６ppmぐらい、高いときで18ppmぐらいです。

続きまして、その下の段が、同じく窒素酸化物の２号炉でございます。こちらも動きとしては、０から38ppmという範囲で動いております。平均につきましては、６ppmから、高いときで21ppmまでということで、こちらも基準値の50ppmを下回っております。

続きまして、そのページの右の欄、塩化水素でございます。こちらは基準が10ppmとなっております。１号炉につきましては、年間を通じて０から８ppmの間を動いておりまして、平均は２ppmから４ppmで、基準値を下回っております。

同様に塩化水素の２号炉でございますけれども、こちらも年間を通じますと０から８ppmで、平均は最低が２ppm、最高が５ppmとなっておりまして、基準の10ppmを下回っております。

続きまして、最後のページでございますけれども、水銀でございます。こちら基準値50マイクログラムでございます。１号炉の水銀につきましては、４月、８月、11月、３月と４回基準値を上回った月がございました。ただ、稼働停止したのは４月だけでございまして、８月、11月、３月につきましては、一瞬超えましたけれども、すぐに落ちたため、稼働の停止には至っておりません。

見ていただきますと、平均はほとんど０に近いというところをはっているのがわかると思います。水銀については、塊で入ってしまうと、大きく数字が跳ね上がるということが読み取れると思います。

同様に２号炉でございますけれども、こちらも４月、５月、７月、12月、３月と５回にわたりまして基準値の50マイクログラムを超えている月がございました。ただし、こちらにつきましても稼働を停止したのは５月と７月だけでございまして、ほかの月については、一瞬大きく跳ね上がったのですが、すぐに下がっているため、稼働の停止には至っておりません。

こちらの２号炉につきましても、平均値は非常に低くて、０から最大で５月の

５マイクログラムです。

続きまして、２－３でございます。こちらは、今年の４月、５月の２か月の実績でございます。可燃ごみの搬入実績でございますけれども、２か月間で三鷹市が約4,929トン、そして調布市が約5,624トン、そしてリサイクルセンターからの残渣が約1,609トン、それから武蔵野市からの相互支援のごみ量が約299トンでございました。

続きまして、搬出実績でございますけれども、焼却灰が約1,085トン、そして飛灰が約341トン、鉄分が約54トンでございました。焼却量でございますけれども、２か月間で約１万2,477トンでございまして、その焼却に伴いまして発生した熱エネルギーを使っての発電が、２か月で約6,619メガワットアワーとなっております。約３分の１を施設で使いまして、３分の２は売電し、売電量が約4,890メガワットアワーとなっております。

続きまして、リサイクルセンターの４月、５月の搬入実績でございますけれども、三鷹市が約1,646トン、そして調布市が約1,611トンとなっておりまして、三鷹市、調布市とも引き続き微減の状況でございます。

両市の合計搬入実績は、26年度４月、５月で約3,256トンとなっております。

続きまして、搬出実績でございますけれども、資源物の26年度搬出実績につきましては、左側のアルミ缶から、一番右側の小型家電まで記載のとおりでございます。今年度から小型家電のリサイクルを始めましたので、26年度の小型家電のところに初めて64.79トンという数字が載ってきております。

それから、資源物等の搬出でございますけれども、26年度も25年度同様、残渣につきましては、全てクリーンプラザふじみで熱回収を行っておりまして、約1,609トンをリサイクルセンターからクリーンプラザふじみに搬出しております。

それから、廃乾電池が約18トン、廃蛍光管が約８トン出ておりまして、これは昨年度同様、北海道の民間施設に処理をお願いしています。

25年度と26年度、廃乾電池と廃蛍光管の搬出量が随分違いますが、これは一定量を集積してから北海道の民間施設に送っているためです。

続きまして、26年度の環境測定の結果で、資料２－４になります。

排ガス測定という欄と、騒音・振動・臭気・排水の測定という欄と、周辺大気の測定という欄と、放射能に関する測定という欄に分かれています。

排ガスに関する測定でございますけれども、これは４月分のデータが出ております。ばいじんにつきましては、自主規制値が0.01g/N㎥に対しまして、１号炉、２号炉とも0.001未満となっております。

硫黄酸化物につきましては、基準10ppm以下に対しまして、１号炉が1.6ppm、２号炉が1.2ppmで、これも基準を下回っております。

窒素酸化物につきましては、50ppm以下という基準に対しまして、１号炉が30ppm、２号炉が23ppmとなっております。

塩化水素につきましては、10ppm以下という基準に対しまして、１号炉が1.7ppm、２号炉が1.3ppmとなっています。

ダイオキシン類については、７月と11月を測定月としているため、この４月、

５月では、まだ測定しておりません。

続きまして、水銀でございますけれども、0.05mg/Nm³以下という基準に対しまして、１号炉、２号炉とも0.004ミリグラム未満となっております。

それから、一酸化炭素ですけれども、100ppm以下という基準に対しまして、１号炉が２ppm、２号炉は１ppm未満となっております。

続きまして、排ガス中の鉛でございますけれども、10mg/Nm³以下という基準に対しまして、１号炉、２号炉とも0.004ミリグラム未満となっております。

カドミウムですけれども、１mg/Nm³という基準に対しまして、同様に0.004ミリグラム未満ということで、１号炉、２号炉とも基準以下になっております。

それから、亜鉛は基準がございませんけれども、１号炉、２号炉とも同様に0.004ミリグラム未満になっております。

続きまして、騒音・振動・臭気・排水の測定でございます。今回、騒音につきまして最大値が載っておりますけれども、午前８時から午後８時までが57.3デシベル。これは施設の敷地の南側で観測されておりますが、基準値を下回っております。

同様に、午前６時から午前８時の時間帯、午後８時から午後１１時の時間帯でございますけれども、それぞれ53.8デシベル、52.7デシベルで、基準を下回っております。

それから、午後11時から午前６時、50デシベルに対しまして49デシベルで、こちらも基準を下回っております。

振動でございますけれども、午前８時から午後８時の時間帯が65デシベル以下に対しまして37.8デシベル、午後８時から午前８時までの時間帯が60デシベル以下に対しまして38デシベルでどちらも基準を下回っております。

臭気指数でございますけれども、これにつきましては、敷地境界、東西南北で実施しておりまして、いずれも10未満で基準の12以下を下回っております。

排水については、４月は測定を行っておりません。

続きまして、周辺大気の測定でございますが、７月と１月の年２回となっておりますので、７月の測定結果が出ましたら、ご報告をさせていただきたいと思います。

続きまして、放射能に関する測定でございます。焼却灰、飛灰は国の基準は8,000ベクレル以下ですが、地元協議会の皆さんとお約束している基準が4,000ベクレル以下でございます。

焼却灰については、４月が19ベクレル、５月が42ベクレル、６月が16ベクレルで、基準を下回っております。

飛灰については、４月が262ベクレル、５月が274ベクレル、６月が249ベクレルで、こちらも基準を下回っております。

排ガスにつきましては、基準が１ベクレル以下でございますが、４月の１号炉、２号炉、５月の２号炉、６月の１号炉とも検出されておりません。

続きまして、排水でございます。こちらも１ベクレル以下という基準でございますが、４月、５月、６月とも検出されておりません。

続きまして、空間放射線量率でございます。これにつきましては、敷地境界東西南北及び大型バスの駐車場の５地点で月に２回測定しております。４月、５月、６月の測定結果でございますが、一番少ないところで0.05マイクロシーベルト、高いところでも0.08マイクロシーベルトで、周辺の公共施設で測っている数値と変わらないということでございますし、年間１ミリシーベルトという基準に対しても十分下回る数字となっております。以上が環境測定の結果でございます。

それをグラフにしたものが、次のページにございます。基準値を紫で書かせていただきまして、実際の測定値を、１号炉であれば青、２号炉であれば赤という形で、基準値と対比しやすいように書かせていただいております。全てのグラフが紫よりも下回っており、基準値を超えたものはございません。

それから、最後のページの水銀でございますけれども、４月、６月と２回焼却炉をとめる事態に至っておりまして、その２か月について基準値を超えたというところでございます。どちらも１号炉でございます。後ほど、また水銀の報告ということで、この点については詳しくご報告をさせていただきたいと思います。

会　長：　ご苦労さまでした。

随分いっぱい説明を受けましたが、①から④まで一括して、皆さんご質問ありましたら、お受けしたいと思います。Ｅ委員、どうぞ。

Ｅ委員：　水銀の件なんですけれども、数値が0.2ということで、測定器の測定範囲は超えているんですね。その辺の表示はどうされるんでしょう。

会　長：　水銀は、「水銀対策について」と４番目にありますから、その際に解明してください。

Ｅ委員　：　表示の仕方ということで、グラフの表示の仕方を聞いているんですけど。

会　長　：　では、グラフの表示の仕方の説明をお願いします。

Ｄ委員　：　私どもの施設でございますけれども、水銀については連続測定を行っておりまして、測定できる範囲が、０から200マイクログラムという範囲でございます。今、Ｅ委員がおっしゃるのは、200マイクログラムを超えているときもあるのではないかというご質問だと思うんですね。それについては、私どもの測定のデータとしては、残念ながら表示ができません。機械の設置場所に行って目視をすれば、参考数値を確認することはできます。

それと、こういった排ガスの関係でございますけれども、全て酸素濃度12％にして換算して算出しています。ですから、酸素濃度が焼却炉の停止に向けて燃焼状態が変化し20％程度まで上がってきますと、大きな数字になります。

それと、50マイクログラムという基準を超えたときに焼却炉をとめていますので、数字上はそういった数字がキープされるかもしれませんけれども、ごみを燃やし切ってしまえば、排ガスは、それ以降は出なくなるということになります。

ですから、皆様の健康への心配はないというふうには考えているところでございます。

Ｅ委員：　私の言っている意味を理解してくれないので、もう一度話しますけれども、0.2を0.2の機械ではかる。これで正確にはかれるかというと、これははかれないです。だから、測定器の80％ぐらいで上限をとられない限りは、その数字が出てい

るのか、出てないのか、それすらわからない。だから、今、Ｄ委員が言われたのは、計器の使い方そのものを無視しているわけです。普通は、レンジの中に入って、そこで頭をきちっと捉えるから、そのほかの数字が出てくるのです。だけど、この0.2を超えているというのは、４でも、５でも、６でも、これは今後の状態なのです。だから、この状態をグラフであらわすのだったら、普通、真ん中をちょん切って頭を出してしまって、測定不能で２以上というふうに書けば、表示としては通用するかな。だけど、これを2.00ですよということと、上限を明示しないと。一般的には、下限については測定不能と書いているじゃないですか。だから、その辺の感覚が、僕はわからないです。

だから、今後は、こういった部分は表示をすることと、あと２号機については、５月にもう一度、２回出ていると思ったんですけど、これは１回なんでしょうか。５月９日と５月14日、これが２号機で、2.0を超えているように把握しているんですけど。

Ｄ委員：　表示の仕方につきまして、ご意見をいただきましたので、今後ご意見に沿った形で表示できるように、グラフのほうを修正したいと思います。

それから、去年の５月ですと、資料２－２になるわけですけれども、２号炉の５月のところをみていただきますと、０から200マイクログラムの間を行ったり来たりしているということで、回数はここには表示されていません。１か月間の動きでございます。

Ｅ委員：　ちょっと長くなるんですけれども、じゃ、これで何がわかるんですかということなんです。１回出ても、２回出ても、３回出ても同じですよ。それで、その中の数字を行ったり来たりしてますよ。じゃ、それが特性としてどうなのかということで、何を目的としてグラフを書いているのかということです。

Ｄ委員：　このグラフにつきましては、その月の最高をまず押さえるということで、排ガスの動きを見ていただくのと、当然回数が多ければ平均値としては上がってくるわけですから、平均値をご覧ただければわかると思います。

Ｅ委員：　２回とまっていた場合に、グラフで、これはこの表示になるんですね。１回でも、２回でも、区別がつかないような状態になる。

Ｄ委員：　あくまでも、これは何回とまったかというグラフではなくて、その月に排ガス中の水銀濃度がどのように変化をしたかというグラフですので、もし、とまった回数が必要だということであれば、それは、また別のグラフ、もしくは別の表という形で対応せざるを得ないというふうに考えております。

Ｅ委員：　あと１点ですけども、0.2で何回も出ている。それで、今後２号機については、全てが0.2以上ですので、この計器の測定範囲、もう一回検討、検定しないと意味がなさないのではないかと思うんですね。問題なのは、これ以上出ている部分、0.2で大騒ぎしていて、それ以上で大騒ぎしないというのは、あり得ないわけだから、だから、その辺は整合性をとってほしいと思うんですが、具体的にお願いします。

Ｄ委員：　ご意見としては承りますけれども、水銀濃度が基準を超えたときに焼却炉をとめ、市民の皆様の健康を守るために連続測定行っておりますので、上が幾つはか

れるかというのは、Ｅ委員にとりましては確かに重要なのかもしれませんけれども、一般的には50マイクログラムが測れれば十分ではないか、つまり50マイクログラムを超えるかどうかが測れることが重要ではないかというふうに考えております。

Ｅ委員：　補足しますけど、何のためにはかるかというのは、それだけの水銀量が出ているということですから、今の話であれば0.1のスケールでも変わりがない。だけど、全体をどう押さえるか。今ここでは省略しますけど、水銀の話をします。だけど、今の話からすると、0.2が出ている以上は、スケールを落として、それで0.5がはかれるようにする、そういうような形はバイアスをかけるだけで済むはずだと思うのです。だから、それで全体を把握して、一番問題なのは、組合で、安易に70グラム算出しているからなのです。原因究明をして。それは0.2を基準にして出していたときに、これだけ出るんですよというふうな話になっているわけだから、それが0.5だったら、持っているはずですよと。だから、もともとの考え方がずれているところがあるので、その辺はもう少し精査した形で回答していただければありがたいと思うんですが。

Ｄ委員：　今、Ｅ委員がおっしゃっているお話は、もととなる水銀の量が何グラムあったかというのを推定するためには役に立ちますけれども、市民の皆様の安全のために焼却炉をとめる、とめないの判断をする点については、メモリを幾つにとったからといって、変わるものではありません。

Ｅ委員：　私、６回ほど、水銀を上げていることになるので、これ以上、上げたくない。そういう意味で真剣にお話ししたいと思います。それで、５が出たからどうのこうのということではなくて、５が出たということは、それだけの量が出ていますよということと、今、組合で考えている原因究明が非常に安易なのです。これは、細かくは、この後の話にしますけど、そういったような形で、数字を把握することと、炉をとめることとは、また別の話で、２だから、１だから、緊急でとめなきゃならないという部分は全く次元が違う話です。

数値を把握するために測定器を入れている。だから、測定器をオン、オフのように、ブザーが鳴るか、鳴らないかというふうな形で使うのだったら、この使い方はないでしょう。わざわざ数値をはからなくても、もう少し、0.1を超えたらすぐとめる。それか数値を0.2でとめるよりも、0.5でとめたほうが、市民にとってもっと安全だろうというふうな論理も成り立つわけで、だからもうちょっと超えている部分をどう捉えるか。先ほどの以前の話からすると、トレンドで２時間超えているか、１時間超えているか、それも含めて判断するのですよというのも言っている。

だから、今、Ｄ委員が言われた部分については、どこかで偏っている部分があるし、測定器をこんな使い方されては、やっぱり設備は生きないだろうと私は思うので、もう少しその辺を市民のための安全を確保するのであれば、計器は計器できちんと使う、もしくは計器の値も時々更正する。それから、使い方についても、それなりに専門家に習う。データ処理についても、きちんとした整合性がとれるようなデータを処理する。それは心がけていただきたいと思います。

細かいところは、この後の水銀のところで詳しく話したいと思います。

会　長：　搬入、搬出、廃棄物、ずっと報告いただきましたが、よろしいですか。質問ありませんか。

Ｈ委員：　先ほどの搬入・搬出実績の説明部分に関し、当該資料の一部訂正をお願いしたいところがございます。

資料２－３の平成25年度、26年度、ごみ処理実績、いわゆる４月から５月、それの資源物搬出、下の段が資源物と搬出となっている横の表がございます。その下の欄ですけれども、先ほど廃乾電池と廃蛍光管の欄でございます。すみません、平成25年度の数字に誤りがありましたので、訂正させていただきたいと思います。平成25年度、廃乾電池、今、資料では97.77トンとなってございますけど、正しくは17.87トンでございます。廃蛍光管のほうは、今36.12トンになってございますけども、正しい数字は6.25トンでございますで、訂正をお願いします。

会　長：　訂正がありましたが、それらを含めて、よろしいですか。よろしければ、次に移りたいと思いますが。

特にないようですので、施設の運転結果につきましては、ご報告いただいたとおり確認したいと思います。

（３）　ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会について

会　長：　次に、ふじみ衛生組合の安全専門委員会について、報告をお願いします。

事務局：　それでは、７月10日に開催をされました安全衛生専門委員会の施設部会と健康部会に報告をさせていただきます。

施設部会は、１号炉で４月と６月に発生をしました水銀自主規制値を超えたことから、稼働を停止したことと、再稼働した状況を報告したものでございます。

水銀対策は、これから資料４で説明がありますが、その資料の中の５番目に、今後の対策ということで４点ほど説明してございます。

１点目が、両市に約１万事業所ございます事業所に、水銀等の有害物質の適正処理をお願いするチラシを配付するというものでございます。２点目が、搬入物検査回数を増やすということです。３点目が資料３のアンケートを７月末回収を目指して、両市の医師会のご協力により実施をしております。４点目が、水銀等の処理に関する相談に対応していくことを追加措置としてお示しをしたということでございます。

その中で、意見としましては、主に水銀等は学校、研究機関等も使用しているのではないかということと、それから、昔、使用されている農薬等の水銀化合物の可能性も含めた議論も必要でありますという意見もございました。あと、広報の仕方でも、音による広報、防災無線等の使用を考えてはいかがですかというような意見もございました。

皆さんの意見を踏まえた中で、施設部会では、この４項目の対策の実施内容を事務局で練るということで、一応終わっております。詳しくは、次の資料のところで説明がございます。

次に、健康部会でございますが、資料３の２つ目、そのとじの中に、ふじみ

衛生組合の苦情相談対応マニュアル（案）というのがあろうかと思います。このマニュアル（案）は、施設部会の事故対応マニュアルと健康部会の健康問題対応マニュアルを１冊にまとめたものでございます。

事故対応マニュアルにつきましては、整理が終えていないということで、次回以降に議論をすることになってございます。

健康部会の対応マニュアルにつきましては、資料の２ページ目のところに２という項目がございます。苦情・相談に対する対応手順というのが、そのところでございます。

まず、この対応手順でございますが、資料の中に、資料１というのがございます。これは第３回の専門委員会で、このフロー図の基本的な流れというものは確認をされているということから、その流れに沿いまして、２ページに目を移していただきますと、（２）のところから別紙１に沿った流れでのフローを活字化したものでございます。

最初に、苦情・相談受付票、これは別紙２でございます。その書式により受付をする。そして、組合内で、その内容を精査します。精査の目的は、この苦情、それから相談内容が、ふじみ衛生組合にかかわる問題なのかどうかという、そして、それを地元協議会にお諮りするかどうかというものを、まずここで確認をしようという内容でございます。

そして、エのところで、組合は、地元協議会に諮る必要があると判断した場合には、地元協議会を開催する。そして、地元協議会は、協議の結果、ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会に、これを委ねる必要があるという判断をした場合には、組合に通知をする。組合は、それに基づきまして専門委員会を開催して、その内容の説明をするということでございます。そして、専門委員会は、施設部会、または健康部会に諮るかを内部で協議をする。それに基づきまして、専門委員会、施設部会の協議する内容というのは、そこに羅列をしましたけども、運転管理問題、それから事故等の事象に関する苦情、それから相談等についての審議、調査、評価して、その結果を専門委員会より報告をして、組合に指導、または提言をするという内容でございます。

これは、専門委員会の健康部会に関するものでございます。健康部会に関する苦情、相談等についての審議、調査、評価をして、その結果を専門委員会より報告をして、組合に指導、または提言をするという内容でございます。それによって組合は対応を実施していくものです。

それと同時に、サのところでございますが、組合は地元協議会に専門委員会の報告内容を伝え、その後、苦情・相談者に結果報告を行う。広範囲に影響がある案件については、地元住民及び両市の市民に広報等による説明や周知を図るという内容でございます。

その次のページの３は、これは施設部会のほうの内容になりますので、４ページをごらんいただきたいと思います。これが健康部会の組合周辺の健康問題に関する苦情・相談への対応手順という内容でございます。

これにつきましては、苦情・相談受付を、これは先ほどの内容でございます。

それで受付をすると。受付票に基づいて、苦情に関する対応手順の（２）の苦情受付の手順に従って処理を行う。そして、専門委員会の健康部会では、苦情・相談受付票を受けて、苦情・相談申込書に問診票、これは別紙５でございます。これは本年４月10日に開催された第６回専門委員会でも出ておりますので、前回の地元協議会にも報告をさせていただいているものでございます。それによる聞き取り調査及び近年に受診をしている健康診断データ等を提供していただき、専門委員会の健康部会の医療関係者による第１次の調査・検討・評価を行うという内容でございます。

その次のステップとしましては、評価結果が組合施設にかかわる影響による疾病の可能性ではないと判断された場合には、両市の医師会の先生の協力により、医療機関を紹介して、診療をお願いするということでございます。

（５）は、その評価結果が組合の影響による可能性があるといった場合には、疫学的調査を含め、組合周辺500メートル以内の住民の過去５年間の健康診断データを両市から提供してもらい、専門家委員会の医療関係者及び保健所、並びに両市の関係部署を含め、調査・検討・評価を行う。

それに基づきまして、（６）でございますが、適宜適切な時期を捉えて、両市の広報等及び周辺住民への説明会等を行い、市民への周知を図るという内容でございます。

これら事務局の案としてご提示をしてみましたところ、ご意見としては、まず問診票の取り扱いをどうするのかということと、疫学調査の場合には、500メートル以内ではなく、両市全域か全市民のデータを提供していただく形が必要ではないかというご意見です。また、複合汚染なども考慮すると、500メートルに限定をしないほうがよいのではないかというふうなご意見をいただいたところでございます。

これが前回の専門委員会における討議の内容、粗々の説明でございます。

H委員：　引き続きまして、「水銀含有製品実態等調査」というアンケート用紙ですけれども、前回もお話ししましたとおり、安全衛生専門委員会の中で、水銀対策についていろいろ議論を交わしております。その中の一つとして、三鷹市内、調布市内で水銀を扱っている製品、それを扱っている事業所についても、例えば今、持っているかですとか、廃棄に困っていないかとか、水銀に対する意識調査みたいなものを盛り込んだことを、そのアンケートでやってみてもいいのではないかというお話があり、私どもといたしましても、そういった情報はあればあるほどいいということですので、こういったアンケートを行うという形にしました。

その中で、ひな型をつくりまして、また、それを安全衛生専門委員会の中で、修正等のアドバイスをいただきました。前回、７月10日に安全衛生専門委員会がございまして、修正等を反映した案を了承していただきましたものが、これでございます。

修正個所の説明を順次させていただきますと、１番の趣旨、目的というところを、まず盛り込ませていただきました。

そして、２番目になりますけれども、右側のページになりまして、４番の意識

調査というところがございまして、それの（１）水銀の性状という欄に記載した内容にミスをしていました。水銀の性状についてということで、沸点が357℃、融点が今マイナス38.9℃となっていますが、前回お配りしたものには、このマイナスが入っていませんでしたので、ここの記載を「－38.9℃」という形で直させていただきました。

そして、３つ目でございますけれども、（４）「水銀を誤って燃やせるごみに出した場合、どうなるかご存じでしたか？」ということを盛り込ませていただきました。

そして、４点目、最後になりますけども、右側のページになりまして、参考資料の２番のところ、東京都医師会の取り組み状況を盛り込んでほしいということがございまして、東京都医師会では、平成24年度、25年度それぞれ、９月１日から30日の１か月間の間で医療機関を対象に、水銀血圧計等の回収事業を実施しておりました。そして、東京都医師会は今年度におきましても、９月１日から30日、この１か月間で、また回収の取り組みを行うとの情報を本日三鷹市医師会からいただきましたので、皆様にご報告させていただきます。

そして、各医療機関ですとか、例えば福祉施設ですとか学校ですとか、そういったところを対象にアンケート調査をまずやっていこうということになりまして、まず初めに、三鷹市内、調布市内の医療機関を対象として、三鷹市医師会と調布市医師会のご協力をいただきまして、７月14日月曜日に、アンケート用紙を三鷹市医師会に130部、調布市の医師会は160部送らせていただきました。両医師会からは、７月末をめどにアンケートを回収したいという報告がございましたので、回収後、結果をとりまとめましたら、また皆様にご報告させていただきたいと思っております。

会　長：　膨大な中身なので、どこから取りかかろうかという感じだと思うんですが、とりあえずご質問ありますか。

取り扱いは、いっぱいありますから、今日全部わかりました、今日確認されましたというふうに考えていません。お持ち帰りいただいて、しっかり読んでいただいて、いろいろ不備な点がありましたら、それらを抜き出しておいていただいて、次回に、そうした問題点も整理しながら確認をしたいなと、議長はそう思っていますので、前提として、そういうことで今日、質問をして、この辺はどうなのかという点がありましたら、お伺いをしておきたいと思います。はい、どうぞ。

Ｊ委員：　事前に資料をいただいたので、若干提案がありますが、それはよろしいですか。

会　長：　はい、結構です。

Ｊ委員：　それでは、苦情・相談対応マニュアルということについて、いろいろ考えたことを提案させていただいて、もちろん、ここで会長がおっしゃるように結論が出ると思いませんが、考えていただけたらと思って提案させていただきます。

まず、先ほど説明がありましたように、別紙１ですけども、説明がありましたとおり、事象、苦情・相談がふじみ衛生組合に寄せられますと、組合で精査されまして、それが地元協議会に付議されるわけです。

今、健康問題のことについて提案させていただきたいのですが、この菱形のと

ころに書いてありますとおり、地元協議会の役割として、専門委員会に調査・検討・評価を依頼するか協議するわけです。ノーであれば、ここで一件落着ということですが、いや、これはちょっと問題だねということになったときに、ふじみ衛生組合に戻して、専門委員会に付議されるわけです。これは、どういう状況かというと、地元協議会としては、当然医者ではないのですが、素人なりに、これはもしかすると大変な問題が起こっているのではないかと、非常事態とは言わないまでも、これはケアすべき状況にあるというふうに地元協議会が素人なりの判断をしたという状況ですよね。そうすると、これは一応有事と判断した、こう思うのです。

それで、そのことについて、どういうふうにマニュアルがなっているかというと、先ほど説明がありましたように、この資料の２ページの苦情・相談に対する対応手順で、ケというところですけども、地元協議会から提案を受けた専門委員会が、審議・調査・評価するということになっています。その審議・調査・評価に関して、今、事務局からの説明はなかったのですけども、健康部会部会長から、そういう判断をするに当たって、一般市民からのデータも欲しいと。具体的な数も出ていまして、200ぐらい欲しいよということがあります。もちろん、それはやるべきことでもあるのですが、一方、正直な話、一体何も起こってない状態で、200人のデータがもらえるのだろうかという懸念もなきにしもあらずなんですね。

私が考えるのは、ふじみ衛生組合から地元協議会に付議されて、地元協議会が専門家ではないながらも、この問題は、やっぱり健康部会に諮らなければいけないと判断するというのは、先ほど言いましたように有事の状況ですから、かなり緊迫した状況にあると思うのです。そのときこそ、相談した方々だけでなしに、そういう相談書も提出しなかったけれども、これは自分たちの問題だから、自分たちのデータを提供してもらうと。つまりこの時点で相談した人と相談しなかった人とのデータを提供いただくと、こういうシステムにしたらどうかと。前もって、そういうデータをとるということは、いろんな問題もあると思うのですが、一旦、有事ということになった状況では、また状況も変わってくるはずですよね。

そういうことで、専門委員会部会長の先生もふだんのデータが欲しいよということは、相談をしなかった人の今年の健康診断データ、去年の、できればおととしのデータももらえれば、事が起こらなかった事態と、相談した人と、相談しなかった人、この４つから、いわゆる疫学的調査もできるはずですので、そういうことを決めたらどうかというのが一つの提案です。

もう一つは、それで結論が出ると、コになるのです。組合は、専門委員会の報告に基づいて対応策を実施するということになるのですが、このときに、ぜひつけ加えておきたいのは、我々がそれ以前に締結している協定書です。この協定書では、組合に過誤があった場合には責任を持つということになっていますよね。そのことを、ぜひつけ加えておいてほしい。だから、それは具体的に言うと、協定書第21条に、健康部会の結論は、なるべく尊重するという条項があります。その条項に従って対応策を実施するというふうにしていただくとよろしいかなと思うのです。

もう一つは、一般の人たちから苦情がふじみ衛生組合に寄せられる。ふじみ衛生組合で精査されて、地元協議会、これは今おっしゃったとおりですが、そのときに透明性も欲しいのです。一体どんな相談があったのかと。精査されて、問題と考えたときにのみ、地元協議会に来るだけじゃなくて、１年間ぐらいでいいと思うんですが、それと相談した人のプライバシーの問題が当然ありますから、これは厳密に配慮された上で、私が思うには正副会長ぐらいに、一覧表ぐらいで、今年１年間にこういう苦情・相談がありましたよということは連絡してもらって、少なくとも透明性を保つというようなことも必要ではないかというふうに思いましたので、以上、３点が提案とさせていただきます。よろしく。

会　長：　事務局、何かコメントありますか。いいですか。後ほど検討させていただきますが、ほかの方、何かございますか。

今、Ｊ委員のほうは、健康部会にかかわる問題で３点、有事の際にデータの整備をする。事前に大変だから、事前ということは必要ないのではないかということと含めて３点。第21条に関係する尊重義務、苦情の公開、事前に正副会長……。

Ｊ委員：　公開と言うと語弊があると思うんですが。

会　長：　公開ではないですな。

Ｊ委員：　透明性をある程度キープしてやる。

会　長：　はい。ちょっと言葉が不十分でした。という３点がありました。

先ほど申し上げましたが、中身がいっぱい詰まっていますので、Ｊ委員の意見も含めまして、皆さんもお帰りになりまして、見ていただいて、気がついた点は次回、指摘をいただきながら確認をしていきたいというふうに思っていますので、今日のところは、それでなければ、次に移ってよろしいですか。よろしければ、専門委員会の報告にかかわる点は、終わりたいと思います。

（４）　水銀対策について（平成26年６月20日金曜日　１号炉停止）

会　長：　続きまして、大分ご意見がありましたが、水銀問題について、水銀対策についてお願いします。

Ｄ委員：　それでは、資料４「クリーンプラザふじみ１号炉の稼働停止及び再稼働について」という資料をごらんいただきたいと思います。

まず１、経過でございます。６月20日金曜日、午前10時30分ごろ、１号炉の排ガスの水銀濃度が急激に上昇して、自主規制値を上回ったということでございます。今までは、２時間を見ようということでしたが、今回は濃度の上昇速度が速く、水銀の量がかなり多い可能性が高かったことから、活性炭の量を増やすなどの対策を講じた後、早急に稼働を停止し、火をとめるという作業を開始しております。

午後３時ごろには、焼却炉内のごみも燃焼されまして、数値も自主規制値を下回って停止という状況になっております。

原因でございます。６月１日から年次点検のために、１号炉、２号炉とも両方とも全炉停止をしておりました。そして、６月16日に１号炉のほうが先に点検が終了し、稼働を開始した直後に、この水銀の上昇があったということでございます。今回は、年次点検で全く焼却ができないため、新しいごみが大量に集積した状態

で、稼働を始めたところ、水銀が上昇したということから、この全炉停止期間中の新しいごみを焼却したために発生したというふうに考えられます。

それから、今回は非常に上昇速度が速い、逆に言えば、水銀の量が多いとが想定されるということでございますので、一般家庭の蛍光灯とか体温計、電池等ではなく、事業系、例えば瓶に入ったものとか、そういった特殊な形で入ってきてしまった可能性が高いのではないかと考えているところでございます。

対応の状況でございますけれども、水銀を含む飛灰が付着したと考えられるバグフィルターの清掃を行うとともに、消石灰を新たに吹き込んでおります。

また、この件につきまして、地元協議会の正副会長及び安全衛生専門委員会の委員長に報告を行ったところでございます。

また、皆様方にも、今回の件につきましては、ポスティングをさせていただいたところでございます。

続きまして、再稼働でございますけれども、安全衛生専門委員会の藤吉委員長と協議を行った結果、６月21日の時点において、炉内の水銀濃度が低下傾向にあることから、この状態が続くということを前提に再稼働の準備のためのバーナーの点火の了承が得られてところでございます。

そして、22日も水銀濃度の低下傾向が続きましたので、午後３時にバーナーを点火いたしまして、水銀濃度を測定しましたけれども、大きな変化はございませんでした。そこで、再度、藤吉委員長と協議を行ったところ、炉内の温度が上昇した後も、水銀濃度が低濃度で安定していれば、ごみを投入してもよろしいという了承が得られましたので、850度に達した23日の午前10時、水銀濃度も上がっておりませんでしたので、ごみの投入を再開いたしまして、焼却をしたということでございます。

今後の対策でございます。４月に引き続きまして、また６月にも起きたということから、今まで行ってきた対策に加えまして、新たな対策を順次実施していきたいと考えております。

まず１点目でございます。三鷹市、調布市の両市域内にある全事業所に対しまして、水銀を含む有害物質の適正処理をお願いするチラシを配付するということでございます。全事業所に対して行うため、これは何千という数字になろうかと思っております。

今、チラシの作成が終わりまして、宛て名を作成しているところでございます。早ければ８月の上旬から中旬ごろ配付できるのではないかというふうに考えているところでございます。

続きまして、搬入物の検査回数を増やすということでございます。これは水銀を焼却炉に入れないというのが一番の対策でございますので、今まで月１回、搬入物の検査を行っていましたけれども、今後は２回、３回というふうに回数を増やしていきたいと考えているところでございます。

続きまして、３点目でございます。水銀含有廃棄物を排出する可能性がある事業所、先ほど医療機関という事例が出ましたけれども、そういったところに対してアンケートを実施しまして、水銀含有廃棄物の量を把握するとともに、適正排

出の指導を行いたいと考えております。当面は医療機関、そして順次、対象を広げていきたいというふうに考えているところでございます。

４点目でございます。事業者等から瓶に入った水銀等の処理の相談があった場合には、両市のごみ対策課とも連携して、行政のほうでしっかり回収を行っていきたいと思っています。今まで相談があった場合には、専門業者を紹介しておりましたが、紹介した専門業者に、相談された皆さんがしっかり引き渡していただいているかどうかは、把握することができません。であるならば、相談があった時点で、行政回収するほうが迅速・確実だろうということで、三鷹市、調布市とも連携して、今後は瓶入りの水銀等の相談があった場合には、行政回収を行いまして、ふじみ衛生組合に持ってきていただいて、ふじみ衛生組合の水銀をリサイクルするルートに乗せて、適正に処理を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

会　長：　質問、ご意見ありますか、Ｇ委員どうぞ。

Ｇ委員：　この間ちょうど自治会の集まりがあったので、今までもずっといろんなデータ、健康被害、やはり一番心配なさっていますので、今回もいろいろなデータを全部出していただいたところで、やはり水銀というのが異常な数値が出ている。先ほど、Ｅ委員がおっしゃったように、200でとめているというのは、私もおかしいと思います。じゃ、200なら200、例えば極端な話、1,000あるかもわからないのですよ。それが口当たりよく、さらっとこれで終わられてしまうと、どれぐらい大変なのか、ぴんとこない。じゃ、200なら、そんな大したことないのかなと。これがとまっているなら、それでいいんですけど、要するに、以上というところがグレーですよね。そこのところを、やはりもうちょっと的確に、ふだんそこまで詳しくなくても、水銀値が上がったときにだけでも、もっと細かいデータを出していただきたいのと、これで見ると、平均値と言ったら、はっきり言って大したことないですよ。だから、平均値が大したことないからといって問題にならないということではないと思いますし、これは住民の方から、皆さん質問、私もちょっとよくわからないので、今日聞いてくるからということだったんですけど、水銀の数値が、大きく跳ね上がった時点で、水蒸気から大気中に流出する水銀の汚染物質というのが、果たしてあるのか、ないのか。

炉の中で処理しているから、外部には一切漏れてませんということであれば、誰も心配しないのです。ただ、漏れている、流出があるとしたら、どれぐらいの量とか、どれぐらいの数値が、どれぐらいの時間、流出しているのかを知りたいと。それが健康に被害がないと、ふじみ衛生組合として、ほんとうに言い切ってくださるのか、そこをきちんと聞いてきてほしいということと、あと、ほかのかなりの頻度で、結局、焼却が始まってから、毎回同じような繰り返しなのです。今、ここ書いていますけども、最初から事業系ごみを調査するとか、ごみの内容物を検査する。これははっきり言って、ごみの内容を検査するといっても、あれだけの量を全てチェックするわけにいきませんので、これはあまり意味がないような気がするのですね。

具体的に、この状況で、さらっと書いてありますけれども、これで改善すると

は、ちょっと思われないという。これもいただいていましたから、皆さんに回覧で回したのです。こういう生ぬるいことをしていて、これだけの頻度で出ていて、ほんとうにこの焼却場を燃やしていていいのかという。

だから、もし、そういうデータなりとかがわかるようでしたら、どれぐらいの頻度、これだけ回数多く出ているわけですから、どれぐらいの濃度で、それが今、健康被害的にどれぐらいのものであるか。極端なことを言ったら、サイレンを鳴らしてほしいと言われました。水銀濃度が上がった場合、部屋に入るからと。子どもたち、全部家の中に入れるから、サイレンを鳴らしてほしいと。私たちには細かいことまでわからないから、垂れ流しみたいに、年何回とはいえ、水銀濃度の多いものを吸わせてほしくないと言われているのです。

ほかの焼却場もこんな頻度で、果たして出ているのですか。それもちょっと聞いてきてほしいと言われましたので、その辺お願いいたします。

Ｄ委員：　まず、上限の0.2ミリグラムでございますけれども、これについてはご意見として承って、今後、何かできるかどうか検討したいと思います。

それから、実際にどれぐらいの濃度で、どのぐらいの地域に落ちてきているのかというものですけれども、専門委員会には資料を出しておりますが、この地元協議会に出していなかったら、同様の資料を提出いたします。

結論としては、拡散効果等を踏まえますと、もっと遠いところで、非常に薄い濃度で落ちてくるということで、健康には全く心配ないというふうにシミュレーション結果は出ております。

それから、搬入物の検査ですけれども、これは抜き打ちでやっています。確かに量的には全部やれればいいのですけれども、なかなかできません。ただ、こういうことをやることで抑止効果を一番期待しているところでございます。私どもとしても一定の抑止効果はあるだろうということで、今後も続けていきたいというふうに考えているところでございます。

ほかの焼却場との比較でございますが、連続測定の水銀計をつけているのが、23区の清掃工場とふじみ衛生組合だけなので、出ているかは、わかりません。そういう状況でございます。

Ｇ委員：　つけている23区というのも、やはり年に四、五回は水銀濃度の異常な数値というのは出ているのでしょうか。

Ｄ委員：　ホームページを見ていただきますと、やはり年に何回か二十三区清掃一部事務組合の清掃工場でも、水銀が原因で稼働停止しております。

会　長：　はい、Ｊ委員どうぞ。

Ｊ委員：　ちょっと関連があるんですが、今、Ｄ委員が言われた、シミュレーションをやりましたよね。このときに、水銀濃度は、たしか200マイクログラムで計算したんじゃないですかね。私も200と思っていたんですけども、それが1,000マイクログラムだったりすると、健康に異常を及ぼすとは思いませんが、一応シミュレーションに使用した値が200マイクログラムなので。それだと、実態を伝えていないのではないでしょうか。

事務局：　まず、シミュレーション結果は、地元協議会にもデータを出してあります。

それから、２点目に、今200マイクログラムという、確かに200マイクログラムで出しましたけども、そのときにO_2、12％で200マイクログラムなのです。それは低酸素濃度で運転できる先進的な焼却炉ですので、炉から排出する実際の酸素濃度で計算はしてございます。ですから、そのときに、ここでもご説明したとおり、濃度は200マイクログラムではなくて、三百幾つとか、ちょっと高いオーダーになっている段階での数値でシミュレーションをしましたという形でお示ししていると思います。

Ｊ委員：　それは知ってますよ。三百幾つになっていましたよ。だけど、1,000マイクログラムと200とは違うでしょう。だから、正確なシミュレーションをする必要があるのですから、私、細かいことわかりませんけど、やっぱり幾らの値だったのかということを検討してほしいですね。

会　長：　Ａ委員。

Ａ委員：　私は、一番最初に、やはり合計６回ぐらいですよね。そうしますと、ずっと１年間、ふじみ衛生組合はスタートから、ずっと１年間水銀問題にかかわってきたのではないかと。途中の専門委員会とか、こういう地元協議会で４回ぐらい、一過性かもしれないよと、そういう議論もあったと。それで、通年を見なければわからないよというような事務局の判断もあった。

それで、１年たって、通年になったわけです。だから、私は、ここらあたりで、ふじみ衛生組合は、この水銀問題に対して、基本的な考え方、総括をして、今日は出されるのかと思っておりました。それを踏まえて、こういう対策があるよということの議論を、ぜひしたかったというぐらいに思っているわけです。

だから、その辺の考え方がはっきりしないで、ただ、前にやったような議論を繰り返していくということでは、ほんとうに対策というのは、私は、この水銀問題は、これから先、考えていくときに非常に大きいと思いますよ。ほんとうに考えをまとめてもらいたいと思うのです。どういうぐあいに考えているのかと。そういうことを、まずお考えになった上で、私は提案をしたいと思っております。

会　長：　Ｅ委員。

Ｅ委員：　Ｅですけども、一応考えてきました。それで、根本的な話をしたいと思います。

このふじみは、品質管理という形で品質保証をメーカーととっています。その期間は、稼働して、いろいろ稼働前の試運転でわかる部分もあるし、そうじゃないものもある。したがって、３年間、瑕疵担保期間というのを設定して、その中で運転しながら、いろんな問題を解決しましょうという形でやっています。

したがって、今は３年間の中の１年間は過ぎましたけども、その中で稼働に関するいろんなもの、つまり水銀もその中の一つかもしれないし、水銀はもともとは設定値をやっていますから、設計図の中に入っているはずなのです。

ちょっと順番をひっくり返してしまったのですけども、去年の８月22日に管理者の清原市長が、この水銀問題については、ふじみ衛生組合で状況報告をして、その後に事務局長のほうで、その水銀の除去能力ということで、93.1％ありますよという説明をしました。だから、この設備は93.1％の除去能力がありますよという話にはなるかと思うんですけど、ただ、この93.1％という意味合いをどう捉

えるか。これは全く状況的に読めないので、93.1％というのはパーセントであって、数字でも何でもないのです。それだったらば、水銀が1,000キロとれますよとか、500キロとれますよという形で、500が多分性能表示になると思うんですけど、何と比べて93％なのかわからない。

その中で、原因を究明するための計算を始めています。それで、0.05mg/N㎥というふうな数字で自主基準値を使っていますから、自主基準値を超えたらどうなるのかというふうな意味合いの計算を始めて、そこに93.1％という数字を使って数字を出しているんですけれども、その93.1％というのは、何に対してかというと、出てくる数字に対して除去すべき数字があって、それを逆算すると、これこれ70グラムとか、水銀の数字ですね。だから70グラムが入ったとして、除去能力が、そのうち70ぐらいとれたとして、残りの0.05が漏れて外に出てきましたよというふうな反応しているのでしょうけれども、そこをもう少し、事務局長の方に説明してもらいたいのです。

要するに、設計する上で、設備を発注する上で、こういう設備にしてくださいよという要求水準はつくります。そこに、どういう数字が乗っかっていたかなのです。その数字が、実際的につくった上で、できているかどうか。それが、余裕があればオーケーですけれども、それが足りなければ、設備のほうの不備ということで、それを補完してもらうことは、瑕疵期間の中でできるはずなので、そういった観点で設備を見直して、実際に発注した設備ができているかどうか、もしくは、場合によっては、能力が落ちていれば発注したときの能力が発揮できなくて、それが外に出ている可能性があるし。

今の0.05という数字は、基準値であって、それ以下に押さえますよということで、処理量が、また単独で数字的に出ているのです。出るはずなのです。だから、0.05でとめますよというのは、あくまでも簡易的で、それまでに設備の中で水銀を除去する。その除去量があれば、外に出ることはないですよということなのです。だから、除去する量をどのぐらいなのかという部分については、それはグラムで出すわけですから、そのグラムの数字があるはずなんですけど、その数字を明確に言わなくて、93％という数字を使っている。

だから、今日は93％で設計値の要求水準はどのぐらいだったのかを、ぜひ教えていただきたいと思うのです。よろしくお願いします。

Ｄ委員：　今、除去率93.1％という話が出ましたが、これは一般的な所見で、この焼却炉のということではありません。

Ｅ委員：　違うの。ここは、市民が金を払って設備をつくっているんです。一般的なものでつくっているわけじゃないんです。ここの設備は、市民が税金でつくっているのです。したがって、きちんとした設計基準でやっている。つまり、ここに、持ってきていましたけれども、資源ごみの処理設備整備実施計画、こういったものが、これは20年の古いほうですけど、これをつくって、それを配って、それが幾ら金がかかるか。それによって税金とかいろんなもので組み立てて、ＰＦＩで仕上げていて、今ここまで来て運転している。したがって、いいかげんな数字ではないのです。全部出ているのです。

だから、設計値についても、この設備で炉をやるためには、144トン／日であると。これは２台並行でやると。そのためのいろんな部分については、計測器もつけます、あれもつけます、いろんな形をとっています。それは、全てが一つのシステムの中で組んでおられるので、それは今言われたような形で、一般論ではないです。これは、ここの部分でどうしても必要なものということで精査した結果なので、93.1％というのが、逆に言うと一般論で出した数字なら、この設備に当てはまらないかもしれない。だから、その場合、もっと真剣に考えていただきたいのは、このときに書いたフローが、これなのです。こっち側の塔。洗煙塔が入ってます。今やった設備は、洗煙塔がないのです。洗煙塔を抜かして、そのかわりに、その前の段階の冷煙塔の手前で苛性ソーダを入れている。この形でやるときに何が変わるかというと、冷却がうまくいかない。水が入らないのです。水が入りにくい構造になっています。

だから、水が入りにくいということは、ここで150度か200度に燃焼ガスを押さえる。それがうまくいかなければ、水銀の液化が難しくなってきて、水銀状況のまま飛んでいくというふうな可能性すら考えられる。

だから、それは原理原則の中の話の中で出てくる話で、水銀の物性については、誰がどう言おうと、融点とか蒸発潜熱そのものは変わらないです。だから、これを使って、どう除去するかという話で、先ほどの水銀の回収する専門業者の設備は、あくまでもコンデンサという形で、蒸発したものを冷たい面にぶつけて凝縮させてとっている。

したがって、今、洗煙塔があれば洗煙塔で水をかけることによって、蒸発潜熱をとって、それによって凝縮させることも可能。だけど、今の場合に洗煙塔がない中では、なかなか難しいし、そういう洗煙塔の手前の冷煙塔で水を入れると、中の活性炭、もしくは消石灰、これらが全部バグフィルターに影響してくるのです。だから、ちょうどつけられない。

だから、入札のときに、一部質問事項の中で、温度を200度以上でもいいのかという質問が、たしかあったはずです。それは、回答としては仕様書どおりという話になっているから、150度から200度、設備側とか運転側からすれば、それを担保するために水の量を入れなきゃならないけど、入れるには排水がないとか、いろんな部分もあるので、だから、私が言っているのは、単なる状況証拠で言っているのではなくて、そういうシステム上の話も全部つながっている話だから、もう少し一般論で93％という乱暴な捉え方というのはないでしょうと。だから、何キロまでとれるんだ。ここは設計とどう打ち合わせしているのか。だから、今までの我々の中で出てくるのは、事務局が自分で考えた数字を出してきている。だけど、ここは設備を受け取るか、受け取らないかのことです。例えば、建物であれば、新築して業者から引き取るか、引き取らないか。いろんなところのふぐあいを言うはずなのです。

だから、今の水銀に対しても、どういう形で0.05を超えたときには処置をするかという話だと思うので、もう少しそこの部分を真剣に考えていただきたいと思うんです。

以上です。

Ｄ委員：　仕様書の話がありました。これは、こういうごみを燃やしたときに、こういう数字を満足してくださいという仕様になっています。まず、そこを押さえてください。入り口と出口、両方があります。具体的には、三鷹市、調布市のリサイクルカレンダーに書いてある可燃ごみを燃やしたときに排ガス中の水銀濃度0.05mg/Nm³を守ってくださいという仕様になっているのです。三鷹市も調布市も、水銀というのは有害ごみで可燃ごみに入っていません。

Ｅ委員：　ちょっと待ってください。ここの標準仕様書、これですね。ここの中にどう書いてあるかは、Ｄ委員、読みましたか。ここの中に、きちんと水銀は入っているのです。それから、重金属という形で入っているんです。重金属というのは、融点、要するに金属はいろいろあるけども、融点の水銀に近いところ、水銀はもちろん液体ですから、それで明確なんです。水銀をとりますよ。いいですか。水銀があったらとめますよじゃないですよ。水銀があったらとりますよという形の、重金属を排出するためのフローがあるのです。ここで２つ、２カ所、いいですか。ここととここで重金属をとりますよと。だから、重金属が入ってないごみを燃やすんだから、重金属が入ってないのが前提であって、入っていたら、それはおかしいから、それは対象外ですよというのじゃなくて、万が一入ったとしても、ここで重金属とそれは分離して、ここから外に煙突から出ないようにしましょうねという部分は、これで読み取れる。ここに、もしくは、そういう形で、そうしなければ、ほかの焼却炉、ほかの設備はそんなことになってないし、だから、もう少しごまかすのじゃなくて、しっかりしてほしい。

それで、もう１件言いますよ。具体的に言うと、私、３４回で初めて質問した一番最初の質問というのが、シミュレーションだったのです。シミュレーションの答えとしては、経済産業省の計算式を使いますよと。経済産業省だから、一般的に通用してますよという話です。

私は調べました。結果は、経済産業省でつけている、あのプログラムは、化学工場の煙突を対象にして、今まで化学工場では建物の影響をはかることはできませんでした。だから、それ専用の形で作成したものです。100メートルの煙突と、その化学の煙突が使えるんですか。

会　長：　短く。

Ｅ委員：　すみません。それは今、Ｄ委員が言われたように、いろんなことが単純な話にしてしまって、問題をすりかえていると思うんですけど、実は今の場合に、プログラムは経済産業省では責任を持ちませんという話で、担当官の話がありました。したがって、経済産業省が使っているシミュレーションだから信用できるねというのは、ありません。

それで、100メートルの煙突から出たものについては、地上付近の低煙源というふうな範囲から外れてしまうので、それはそれなりの計算式が必要ですよということで、今いろいろ資料に出ている計算式は、あくまでもオーソライズされてないのです。だから、自分の中で計算したものが出てくるので、数字としてはわかるけども、その数字の意味合いがきちっとしたデータなのかということについ

ては、それは疑問がある。

だから、今の私が質問したことについても、ここに回答して乗っかっていますけど、全部は違う。だから、これから、その回答については説明するんですけど、そのように言っている内容が、ぴんとこないんですよ。だから、D委員が言われたような形で、今言われた部分の設備というのは、これは全部つくるためにどうするかです。トイレの便座１枚含めて、それは仕様書の中に入っている話なんです。だから、それを踏まえてやれば、具体的な数字がなければ設計も図面を起こせないですから、だから、その数字がどうなっているか。

だから、先ほどから何回も言っているように、93％じゃなくて、もう少し数字としてグラム単位で出ているでしょう。150度から200度の範囲内で、うまくすれば水銀は凝縮させることができるのです。凝縮させるということになれば……。

B委員：　ちょっといいですか。

E委員：　いや、もうちょっとです。それで……。

B委員：　もう途中でとめて、早く次の議事に進行したほうがいいですよ。こんなの、いつまでやったってきりがないですよ。

E委員：　じゃ、それは後にします。今言った話で……。

B委員：　専門委員会がなっていないみたいな話じゃないですか。

E委員：　僕は、今の話、専門委員会には出てないですよ。出てないけども、今一番大事なとこです。

会　長：　意見を切るわけじゃないんですが、私流に考えますと、設計どおり施設ができていないという主張をされているんですか。設計が問題だという主張なんですか。専門的な数字の問題はいいです。

E委員：　私は、ちょっとお話ししたいんですけど、私は設計の話じゃないです。商品を誰でもが買ったときに、自分が狙った商品かどうかは検査するでしょう。だから、検査する義務はオーナーがあるんです。オーナーは、それによって検査をする。

会　長：　わかった、わかった、わかった。わかりました。

D委員：　この焼却場は、リサイクルカレンダーの燃やせるごみを燃やしたときに数値が守れるようにという仕様書になっているのです。

水銀というものは有害ごみですから、当初から燃やす予定はないわけです。ですから、当然、水銀が何グラム入ったときに0.05を超えないようにというような仕様はどこにも入っておりません。

b副会長：　すみません、先に質問されたA委員に答えます。

先ほど、水銀、ずっと出ていて、１年間何やってきたんだと。もう少し考え方、きちんと今日は示されるものだと思っていたというお話がありました。これについては、私どもも、実は、じくじたる思いがありまして、そういった意味では、正副管理者を交えてお話もしています。その中では、いわゆる刑事罰みたいな罰則みたいなものを適用してはどうかという議論が出ていますけども、今の段階、まだどういう基本方針でいくかというところまで至ってないというのが正直なところです。大変申しわけないですけども、具体的にもう少しやるべきことがあるだろうということで、先ほど言いましたように、水際での検査の強化、今回は

家庭系のごみからもやってみようかということになっています。

そういうことも含めて、もう少しそういうことをやっていきたいのと、もう１点、実は環境省のほうで、昨年10月に水銀に関する水俣条約というのがあって、署名をいたしました。その関係で、２年後ぐらい、ですから来年度いっぱいぐらいにわたって国内法を整備して、水銀に関する規制を国としてどうするのかという議論が始まっています。それは、環境大臣が、環境審議会というのを当然国は持っていますけども、そこに諮問をいたしまして、その中にある専門委員会をつくって、細かい議論を始めました。それが年内ぐらいで一定の報告がまとまるというふうに聞いておりますので、国の動向をにらみながら、ふじみ衛生組合として具体的に私たちとしては現場の最前線にいるわけですので、そういった中で何ができるのかということについて、年内ぐらいに時間をいただいて、もう少しきちっとした形でお示しできるように検討してまいりたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

Ａ委員：　そういうのを早く出してもらえればと思います。

それから、やっぱり私、この１年間ずっと、時間が許す限り、専門委員会にも出て、聞いているんですけども、ほんとうに地元協議会と専門委員会が、この水銀を何とかしようと。僕なんか、地元としては何とかしてほしいわけ。ほしいわけだから、いろいろ言うわけですよ。去年の８月の地元協議会で、かなり議論して、いろんな意見が出て、じゃ、次の専門委員会に反映されるのかといったら、全然そういう話は全くなかった。これはちょっと議事録を調べてもらえればいいと思うんですけども、かみ合ってないわけですよ。図として平面図で書いてあるのは交じり合うようになっているんだけども、実際は、ほんとうに絡み合ってないんじゃないかと。

そういう中で、専門委員会の中でも、さっきＧ委員が質問したような、ほかに資料がないのかという意見が出て、僕はびっくりしちゃったわけですよ。それも前提で話しているんじゃないかと。１年近くやってきて、まだ、そういう基本的な質問が、地元の委員会から出るのはあれにしても、専門委員会から出るんじゃ、これは一体どうなっているんだろうと思うわけですよ。

私は、正直言って、専門委員会を強化してほしいと。水銀に関する専門家を入れてほしい。そのために我々は10条という項目をつくったわけですよ。前から何度も話している。お医者さんばっかりで、水銀に対する考え方、しっかり持ったプロの方はいらっしゃらない。こうやって専門委員会を強化する方法を我々は一生懸命議論して、２年間もかけてつくった協定ですよ。それを僕は生かしてほしいんですよ。そういう中から、いろんなどういうことができるんだと。今の数値の問題だって、おそらくいろんなことをアドバイスいただけるのではないか。

だから、実際、煙突を連続計測しているのは、二十三区一部事務組合とふじみだけだという。それで東京都は2014年に出ましたよね。以後、出てないのかという素朴な疑問があって、僕もそういう疑問はありましたよ。何せ23区の人口は900万ですよ。調布と三鷹は40万じゃないですか。どのぐらいの頻度で出ているんだと。そういう情勢分析も、やっぱり専門委員会あたりでちゃんと出していただい

て、それを踏まえていろんなことを考えていただくということをしないと、行ったり来たりばかりしているんじゃ、ほんとうに先に進めない。それで、また出たかと、こんな話になっちゃう。それじゃ、0.05という意味が、ほんとうに協定づくりをしたときに、意義がどこかに行っちゃう。

だから、私はほんとうに正直に、もっと細かく、どのぐらい清掃したのかという、そういう具体的なことも話があるのかと思ったりするわけですよ。お金、幾らかかっているんだと。これだけかかっているんだよと。水銀が混入していると、これだけ費用がかかってしまうんだと。何で、そういう数字も明らかに出して、もっとざっくばらんに議論しないのか。

そして、それを三鷹、調布の市民の皆さんに、これだけお金がかかるんだよと啓発をやっていく。犯人探しをして、ほんとうに犯人を探せるのかという疑問を、この１年間でどういうぐあいにふじみは考えたのか、僕は知りたいですよ。犯人探し、可能なのか。そういうレベルの話なんですか。これは、もう啓発になるんじゃないですか。どうやったら、いい啓発ができるかということを総力で考えなきゃいけないじゃないですか。

私は、ふじみ衛生組合というのは、ごみを燃やすことが使命ですから、こんなにたびたび炉がとまるのでは、その使命すら疑われる。一番大事なことだと。燃やしてもらわなきゃ困るわけです。

しかし、犯人を探して、それを処罰する権限がふじみ衛生組合にあるのか。法的には、ないんじゃないですか。ないなら、どうするんだというようなことも考えなきゃいけない。そういうのを全部考えるのが専門委員会。

ここに、例えば調布で言うと、この環境部の部長さんがいらっしゃいますよ。向こうには、ごみ対策の方がいらっしゃる。同じように三鷹だってあるわけでしょう。ほとんど座っていらっしゃるだけなんですけども、皮肉で言ってるわけじゃないんですよ。違うことで考えていらっしゃるから。この辺もあわせて、何せふじみ衛生組合というのは、三鷹と調布が金を出してつくった共同事業なんだから、行政、ふじみがばらばらにやるんじゃなくて、一緒にやるような仕組みを考えていかないのか、啓発の。

私は、これからふじみ衛生組合というのは、将来に向かっていろんな課題が出てくると思うんですけども、この水銀の問題、いかにきっちり対処しているかということを示すことによって、私はいろんなことが解決できると思っています。こんなことを毎回毎回、議論しているんじゃ、例えば、よそのごみ、部外のごみが入ってきたときどうするのかなんて、ちゃんと答えられますか。だから、僕はきっちりやってほしいんです。先の先まで考えて。その辺を実に思うわけです。

ほんとうに我々がつくった、ここには１次、２次、３次の委員がいるんですけども、１次、２次のあれは、協定づくりに関しても、３次の方は参加してない。これは事前に協定書を、それと付帯文書をお渡ししてあるんでしょうね。――はい。じゃ、ぜひお読みになってお話に加わっていただければと、私はほんとうに思うわけです。

ぜひ、この水銀問題に対しては、きちんとした考え方を出してほしいと思う。

ほんとに。よろしくお願いします。

b副会長：　三鷹、調布両市とは連携を密にしておりまして、今回のチラシ配付も全て両市と合同でやっています。ですから、今回の配付は、全部三鷹と調布、両市のほうから送っていただくとか、全てこの問題が起きたときには、対策については３者で常に検討しながら進めておりますので、よろしくお願いします。

Ａ委員：　そういうことも言ってほしいわけ。

b副会長：　はい、すみません。

Ａ委員：　わかんないわけじゃない。

Ｅ委員：　すみません。

会　長：　時間の関係があるんだけど、短くやってくれる。

Ｅ委員：　b副会長に、先ほど私の言った質問に答えていただきたい。それが全てですから。

b副会長：　先ほどＤ委員のから申し上げたとおりなんですけども、要は93.1％というのは、一般的なストーカーのことを申し上げていました。ですから、この炉が実際に93.1％なのか、95％なのか、あるいは80％以下なのか、90％以下なのか、それは測定したことはございません。ただ一般的に93％程度とれるという前提で今回申し上げました。

それから瑕疵担保の問題ですけれども、確かに、そういうご意見もあるかと思っています。

Ｅ委員：　発展する前に、93.1％、それはパーセントで割合ですね。だから、きちんとしたキログラムでしょう。そのキログラムは幾つなんですか。そこが知りたいですよと言った部分があって、話がいろいろ飛んじゃったわけですけど、そこをきちんと何キログラム、水銀は見通しているんですよ、それを教えてください。

b副会長：　実施計画なり、あるいは要求水準書にしてもそうですけども、処理対象物は、いわゆる可燃ごみですので、水銀を入れるという前提に立っていません。したがいまして、何グラムという話ですけども……。

Ｅ委員：　そうじゃないです。話が通じないのは、何パーセントで、例えば0.05で設備ができますかというところを考えていただきたいのです。そこを考えないから、そういう形になるんでしょうけど、あなたのは、b副会長は、除去能力がありますと言っているんです。93％除去能力がありますと言っています。93％というのは割合ですから、何キログラムでしょうと。このキログラムがあれば、例えば１グラムだったら除去できますよ。だから、100グラムだったら１％出ますね。だけど９８までは、とれるはずですよ。それがとれれば外に出ることはないですよ。だから、その数字は幾つなんですかというものを、先ほどからずっとお話ししているんです。それを解釈してもらえないので、答えをもらってないです。

Ｄ委員：　逆算いたしますと、水銀の除去率が93％だと仮定すれば、ごみ１トン当たり１．５グラムの水銀が混入すると0.05mg/Nm³になります。クリーンプラザふじみの処理能力は、１時間に６トンですので1時間あたり９グラムになります。

Ｅ委員：　９グラムですね。トン当たり９グラムで設計なんかできないですよ。何グラムとれるかというのは、逆に言うと凝縮面積を決めるなり、バグフィルターの面積を決めるなりが必要なんです。そのためには、何グラムなんですよ。だから93％

で、こういった形でできますよというのは、あくまでも、その施設に携わってないから、後追いで出てくるわけで、今のような話からすると、例えば濃度が高くなればなるほど除去能力が上がるんですよ。そんなおかしいことはないはずなんです。

Ｄ委員：　この焼却場はリサイクルカレンダーに書いてある可燃ごみを燃やすことを前提として設計されていますので、水銀を何グラム燃やしても0.05mg/Nm³を下回るというような設計は行ってないと申し上げているとおりでございます。

Ｅ委員：　先ほどからb副会長に聞いているように、能力を上げますよということについては、能力はないということでよろしいんですか。

b副会長：　ですから、93.1％は除去できますよというふうに申し上げています。例えば100グラム入れば、93.1ということは、７グラム残るわけですよ。だから、そういうふうに申し上げただけで、除去能力が100％だったら、絶対出ませんけども、93.1％なわけですから、ここでこういう議論をしていても……。

Ｅ委員：　いや、異議ある。そうじゃなくて、今のお話、絡み合って言っているのは、93％という話じゃなくて、90グラムはとれますよということなんです。

b副会長：そういうことですね。

Ｅ委員：　それが90グラムか、それとも50なのかという部分は、ものをつくるときに、50と90は約倍違うんです。だから、必ずこの数字としては出てくるはずなんです。それは、万が一入ったときに、こうですね。だから、今の場合でも、ごみを燃やすのは前提です。だけども、144トンよりも超えたらどうですか、足りなかったらどうですかと。それを安定的に燃やすにはどうするかというのが設計の課題だから、当然その前提の大きな部分は、もちろんそうです。だけど、細かいところで組み立てていくときには、それがうまく燃えるように、周辺を安全方向に持ってくるんですよ。だから、そんな乱暴な話じゃないんです。

だから、今、Ｄ委員が話したがっている部分はあるけども、もう少し考えてもらって、ここはいつでも対応できますから、無駄にしたくない時間は。だから、今言ったように50なのか、90なのか、そこら辺ははっきりしていただきたいのです。

Ｄ委員：　そこは、はっきりできません。最初から水銀を燃やす設計であれば、実際に引き渡しを受けるときに100グラムの水銀を入れて、何グラム出てくるか実験しますけれども、この焼却場は水銀を燃やすことを前提につくったわけではないんです。

Ｅ委員：　違うんですよ。バグフィルターに入れるときに、活性炭を入れているでしょう。

会　長：　よろしいですか。

Ｅ委員：　活性炭を入れたことは除去するために入れているんで……。

会　長：　時間もありますから。

Ｅ委員：　わかります。だから、今言ったように、除去するような形を……。

会　長：　ちょっと私が今、話してます。ちょっと待ってください。

先ほど、Ａ委員からも専門委員会の議論の不十分さの指摘みたいなことは言われました。水銀問題について、問題は、Ｅ委員の専門的なお話は、私は専門家ではありませんからできませんけれども、問題は、設備に手を入れる必要があるのか、ないのか。

Ｅ委員：　あの……。

会　長：　ちょっと待ってくださいよ。ちょっと待ってください。僕が話している。

投棄しているごみに問題があるのか、２つの側面から専門委員会は議論して、抑止力を高めるために、今度の場合には、行政が回収するというふうなことまで含めて対策を強化して、それは専門委員会の議論として議論してまいりました。

それから、今、もう一つの側面は、設備の不十分さがあって問題なのかどうか。ここは、そういう側面からも、設備を新しくした場合、どの程度のお金がかかるのかという問題にも議論を及ぼしながら、現在の段階では設備の点については現状で行こうと。現状で、もう少し推移を見ようという話になっているわけで、２つの側面から水銀対策は専門委員会としては議論されているのです。

今、Ｅ委員のお話は、２つの側面の１つの問題だと僕は思っているわけで、Ｅ委員の専門的な疑義はいろいろあるようですけれども、今日の段階は、専門委員会の討議の現状について、私の口から私の理解で説明を申し上げまして、今日の段階は、それでご了解を得ておきたいと思う。さらに、それはＥ委員の疑念を僕は封ずるとか、そんな意味ではありませんので、Ｅ委員個人の疑念について、次に時間がないので、ほんとうは今日も事務局との専門的なやり取りのペーパーは入っています。皆さんもお読みになっていただいて、課題は次に譲りたいというふうに思っていますから、今日は水銀問題については、そういうこととして、議論を受け切らせていただきたいと思います。よろしいですか。

Ｅ委員：　１点だけ申し上げおきますが。

会　長：　何ですか。

Ｅ委員：　私は、この設備が今、試運転の段階に入っていますよと言っています。だから、その中で考えるべきものですよと。それで、今、会長が言われたように、いろんな側面がありますので、それについて言ってるわけではなくて、大きな意味では、試運転なんだから、いろんな問題はできますよ。それを一つとして、この水銀問題というのは取り上げなければならないのですよというふうなお話をしているので、そこを理解してもらいたいのです。

以上です。

会　長：　一般的な意味での試運転というのは終わっているわけで、今は、もう実際の稼働に入っているわけですが、設備の保証期間みたいな……。

Ｅ委員：　違うんです。そうじゃなくて、先ほどから話している、これです。これを見てください。ここの部分で、品質管理をどうやってやるかというお話が出ている。ごみを３年間回さないのかを、やっぱり細かいところまでわかりませんねというお答え。だから、その中の一貫として、今年は１年目。だから３年目になれば、その期間が切れて、あとは有償になるんです。だから、一番大事なところは、この３年間の中にいろんな対象物をやって、それが……。

会　長：　だから、私が先ほど申し上げたのは、そういう設備に関係する問題は、課題として専門委員会の中の……。

Ｅ委員：　運営に関すること。運営です。ごみ処理場として、うまく動くんですか。要するに、細かく捉えると、エレベーターが動くか、動かないかという、そういう設

備じゃなくて、このごみ処理場として機能するかどうか。だから、ごみ処理場で水銀が出て、いろんな形でとめなきゃならない。こういったものについても、こういう対象になるんです。

だから、いろんなことがこれから出てくるので、今まで考え……。

会　長：　いや、それは私が答えるのはおかしいんですけど、機能しているんですよ。機能しているから……。

Ｅ委員：　３年間で、それは一つずつ、もしかじっていきましょうということで、何も露見できないから、それで３年間の期間を設けているんです。だから、ここに書いてあるので見てほしいんです。品質保証、そうやってやりましょうねと書いてある。武蔵野の場合は、３年間のうち２年間は、ごみ処理……。

Ｃ委員：　ちょっとすみません、１点だけ私、言わせてください。

会　長：　はい。

Ｃ委員：　２人か３人の議論だけで、我々しゃべる時間がない。いいですか。

会　長：　どうぞ。

Ｃ委員：　Ｅ委員の言われる内容はわかりますけど、Ｄ委員の言った内容が主体だと思いますよ。これは水銀を入れてまで燃えるごみが全て100％除去できるという装置じゃないんですよ。それを水銀を多少入っていても、全部除去しようと、できるんじゃないかというお考えが間違っていると思います。間違っているという言い方は、私は申しわけないんですけどね。水銀が入らないで、燃えるごみだけで全て除去できるということが、この装置の全体だと思うんですよ、今までやってきたのは。それを水銀が多少入っても、１０グラム、３０グラム、50グラム入っても、全部除去できる、そういう装置じゃないかというのは、ちょっとお考え違いじゃないかと思うんですよ。

僕は、市で一生懸命やっているのは、その水銀をいかに入れないようにするか、水銀を入れなければ完全に100％優良な焼却場なんですよ。それを水銀が多少入っていても、それを全部除去する装置をしなければいけないと、そういう考えじゃないと思います。

それで、私ども専門委員会でも、私、メンバーですけど、そういう装置、水銀が全て入っても、全部除去する装置、何億円かければ追加でできるわけですよ。だけど、現段階では、それはまだ様子を見て、もう少し、この装置が全稼働するまでは待とうというふうに決めてきているわけですよ。

ですから、93％だか何だか、専門的な数字は私わかりません。わかりませんけど、要は、水銀を入れない、燃えるごみに水銀を入れないということが主体ですから、それをさっきからＤ委員は言っているわけですよ。それは100％、水銀はゼロですよ。それをお考えになっていただきたいと、私はこう思います。

以上です。

会　長：　途中で打ち切るようで恐縮ですが、事務局側の考えていることについても、大半の皆さんはご理解をいただいていると思うんですが、今日の段階は、ここでＥ委員、打ち切らせてもらって、個人的にも後ほどお話を伺いますので、そういうことで、この議題は終わらせていただいて、次に移らせていただきます。

３　その他

（１）　ふじみまつりについて

会　長：　３その他（１）のふじみまつりについてお願いします。

Ｌ委員：　資料５のふじみまつりの開催概要というところをごらんになっていただきたいと思います。

祭りにつきましては、皆様のほうにも前回のときに、開催についてという形でご了解いただいたところでございますので、実際、私どものほうも実行委員会という形で、地元協議会の委員のご有志の方にご賛同いただきまして、日時のほうは、11月23日という形で決めました。

内容的には、Ｖ以下のところでの内容になりますけれども、基本的には昨年度の形を基本としながら、さらに今回については、委員さんのご意見もありましたとおり、近隣の公共施設、あるいは三鷹等であればコミュニティセンターとか、そういったところの公共施設のほうにお声がけをして、広く地域の触れ合いを広げていこうという形になりました。

実際のところ、現状では、例えば交通安全環境研究所ですとか、ＪＡＸＡさんですとか、全てお声がけのほうはさせていただいているところでございますので、今、内部のほうでいろいろご協力についてのご検討をいただいているというところでございますので、それを今待っているところでございます。

ただ、少しでもご協力いただいて、賛同者を増やし、さらに昨年よりも盛況に行っていきたいなというふうに考えているところでございます。

また、ブースなども、昨年よりは４つほど増加して、我々のほうも設置を考えております。ぜひ、またご協力いただければ、本日出席された委員さんの中でも、ご協力いただければ、増加することも、出店することも、私どものほうとしては充分可能な状態になっておりますので、いろいろ一緒にご協力を仰ぎたいとに思っているところでございます。

概要については、以上でございます。

会　長：　ふじみまつりについて、ご質問、よろしいですね。

それでは、次に移ります。

（２）　地元協議会Ｅ委員の質問及びその回答について

会　長：　資料６が配付されていますが、今までのＥ委員のお話で、大分お伺いいたしました。そういう中身が、事務局との論議の中身がペーパーとして整理されています。今日は、そのことをごらんいただきたいということで配付してありますので、そのことだけ申し上げて、これは終わりにしたいと思います。

（３）　次回日程

会　長：　次回日程について、事務局案をお願いします。

事務局：　次回の日程は、事務局としては、10月23日木曜日をできればお願いしたいと思うんですが。

会　長：　10月23日木曜日、ご都合いかがですか。

Ｆ委員　ちょっとすみません。おくれてきて質問するのもちょっと。１回だけ、ちょっとさせていただきます。

今、７月の末で、これ３か月後になるわけですよね。私は、この委員２期目ですけど、協定書を結ぶに当たって、丁寧にやってほしいということは繰り返し言ってきたつもりです。

それで、やはりこの施設は必要な施設で本来はあるべきだけど、やっぱり迷惑施設だから、自分の近くにはないほうがいいというのは、これは人間の心情だと思うんだよね。だから、僕は丁寧に、丁寧にと言っているんですよ。

これは、前の協定書を決めるまでは、ほぼ毎月に近い状態、サイクルで議論してきました。今度は、３か月か４か月置きぐらいの今サイクルになっているんですよね。実際、協定書は、確かに文字をつくるまでの議論としては、それは大事だったかもしれないけど、動かして、結果を出しての、ここの議論というのは大事なはずなんですよ。

だから回数が少なくて、この７月の会を増やしてくれということで、一応この会は増えた会になっているわけだけど、やはりいろんな見え方、見方があるわけだから、ここは事務局に言わせると、予算をとってないから開けないという話になるのかもしれないけど、疑義がある以上は、もっと丁寧に回数を重ねて、共通の認識がとれるように、やっぱりもうちょっと努力してほしいなというふうに思うのです。ぜひ、ちょっとその辺を検討してもらいたい。これ、去年は４回起きて、今年も２回起きているわけでしょう。最初のうちは、ほんとうにたまたまだというふうな話だったのが、何か常態化してくるんじゃないかという懸念すら、新たな疑問が生まれてくる話なので、ぜひその辺、考えていただきたいというふうに最後にお願いして、次は、あと３か月後にどれだけの議論ができるのかなと、またちょっとクエスチョンが頭にあるということだけ、もう一度伝えておきます。

b副会長：　Ｆ委員さんから、前回か、前々回か、今年度の回数を議論するときに意見をいただいています。さっきＡ委員のお答えにしましたけども、水銀問題に関して、ふじみ衛生組合としても一定方向性を持たなければいけませんので、そういった意味で、次回は10月にさせていただきますが、その後については臨時で開かせていただくことも視野に入れて検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

会　長　それでは、そういうこととして、次回は10月23日木曜日、ご都合はいいですね。

それでは、次回は、そういうことにさせていただきます。

今日はどうもご苦労さまでした。

２１：１５散会